

広島県告示第四百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、安芸高田市所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨安芸高田市長から届出があつた。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年四月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

			高宮町	美土里町	町	上	欄
			川根	生田	大字		
西川原田	六郎原		栃谷	程原	字		
八六九	二八二の一部	一六五の一部、一六七の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部	四五の一部、五四の一部、五六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部	一の一部、二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である市有地の一部	地番		
			高宮町	高宮町	町	下	欄
			川根	川根	大字		
			中野原	栃谷	字		